

水漏れ修理業務

☎水道局お客さまセンター

水道局では、道路上から水道メーターまでの水漏れ修理業務を民間委託しています。現場作業を行う委託業者は、水道局が発行した身分証明証を携帯しています。不審な点があれば提示を求めてください。

宅内修理は市指定工事業者へ

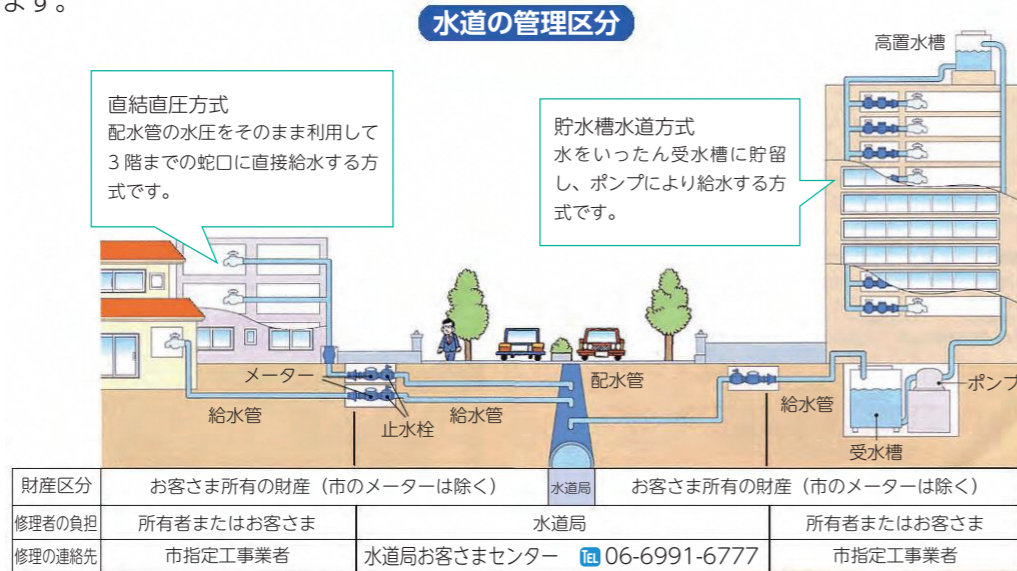
宅内の水漏れ修理は、「市指定工事業者」に直接申し込んでください。修理の対応が可能な市指定工事業者は、市ホームページで紹介しています。

水漏れ緊急時は24時間体制

休日・夜間の緊急時の応急修理は、水道局が24時間体制で受け付けます。

修理費用の区分

▽配水管の分岐から各家庭の蛇口までの給水装置（メーターは除く）は、お客さま所有の財産で、その維持管理はお客さまが行います。



道路上での水漏れ発見時道路上で水漏れを発見したときは、水道局まで連絡してください。

特貸し出し 特殊詐欺対策機器

☎消費生活センター

守口市では府内、市内で多発している高齢者を対象とした特殊詐欺被害の防止を図るため、電話通話の自動録音機を無償で貸与します。守口市内においても多数の特殊詐欺事案が報告されています。この機会にぜひ活用ください。

☑申請書は市内コミュニティセンター、市民サービスコーナーに設置しています。ホームページでもダウンロード可能です。

☑自宅の固定電話機に設置することにより、着信時に「この電話は振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」と警告アナウンスを発し、振り込め詐欺等の電話に対し、抑止効果を発揮するとともに、通話内容を自動録音するものです。

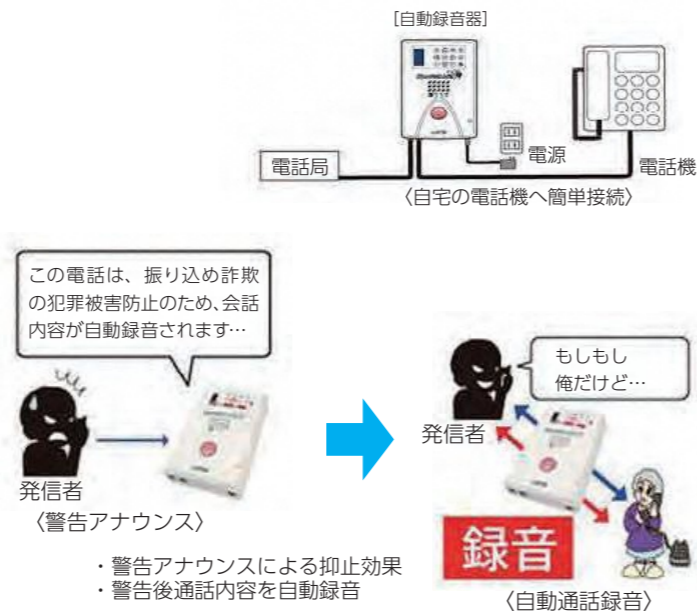
▽募集期間(50台)6月1日(水)～30日(木)

貸与時期 7月中

☑市内に在住する65歳以上の人(世帯構成不問)

☑応募者多数の場合は抽選にて貸与者を決定します。既に貸与されている人は対象になりません。

☎TEL 06-6992-1337



☑機器やアナウンス内容はイメージであり、実際のものとは異なる場合があります。

ス “過去最高のプレミアム率” 87.5% スーパープレミアム付商品券事業 第3弾を夏季に発行!

☎地域振興課

☎TEL 06-6992-1490

対象者

- ①令和4年4月1日(基準日)現在、守口市の住民基本台帳に記載されている全世帯(所得制限は設けません)
- ②平成16年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子ども
- ③令和4年4月2日から同年12月31日までに生まれた子ども(申請制)

☑世帯あたり1冊4,000円の購入額で、7,500円分の商品券を2冊まで購入できます。子育て世帯を支援するため、基準日時点において世帯内に18歳までの子どもがいる家庭および令和4年4月2日から同年12月31日までに生まれた子どもひとりあたり2冊の商品券が購入できます。

販売額

1冊4,000円の購入で**7,500円分**(500円券×15枚)の商品券 **プレミアム率87.5%(3,500円お得)**

商品券仕様

- 商品券1冊15枚綴り
- ▽中小専用券 2,500円(500円券×5枚)
- ▽共通券 5,000円(500円券×10枚)

購入可能冊数

対象者あたり2冊まで

商品券購入までの流れ

対象者①②については、市から7月中旬ごろから順次、各家庭にスーパープレミアム付商品券「購入引換券」を送ります。

引換券裏に記載している商品券販売店舗にて商品券を購入してください。(8月上旬予定【4月現在】)

※対象者①②については、スーパープレミアム付商品券購入希望者の申請などは不要です。ただし、対象者③については、申請が必要ですので注意してください。7月上旬ごろよりスーパープレミアム付商品券事務局窓口にて申請受け付けを行い、引換券を発行します。

☑発送時期、販売時期などについては、時期が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。商品券が利用できる店舗一覧は商品券販売場所に配架予定です。(最新情報は、ホームページにも掲載予定)

取扱店舗募集中

取扱店舗の募集に関しては、市ホームページまたは、下記事務局へ直接お越しください。

☎守口市スーパープレミアム付商品券事務局

☎市役所7階会議室703

☑事務局コールセンターの電話番号については、決定次第(6月1日までに決定)市ホームページなどで公表します。

令和6年度から市単独で介護保険事業を実施すのき広域連合を解散します

☎高齢介護課

☎TEL 06-6992-1610

守口・門真・四條畷市は、保険財政基盤を強固なものとし、公平、公正な住民本位の介護保険制度を確立するため、平成11年にくすのき広域連合を設立し、効率的かつ円滑、適正な共同運営を行ってきました。

広域連合設立当初から、スケールメリットを活かした安定的、一体的なサービスの提供が可能となり、当事者だけでなく、家族までが穏やかに過ごせる環境を支えてきました。

しかしながら、国においては超高齢化の進展を踏まえ、介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むに際し、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れめなく提供できる「地域包括ケアシステム」の考え方に基づき、平成23年に介護保険制度の改正を行いました。これにより各市は地域に密着した取り組みが求められるなかで、くすのき広域連合は3市で構成する広域連合であるが故に、各市が担う健康増進、保健事業などの連携に機動的に対応できないなどの支障が徐々に生じてきました。

このような状況から、構成3市で協議検討を重ねてきた結果、各市毎の地域包括ケアシステムのさらなる進展を目指すことを趣旨として、令和6年3月31日をもってくすのき広域連合を発展的に解散することを決定しました。

市では、くすのき広域連合解散後も引き続き市民の皆さんが、切れめなく安心して必要とするサービスを利用できるよう、その体制を確保していきます。今後も引き続き必要な情報を掲載しますので、ご理解・ご協力をお願いします。